

平成28年(ワ)第280号 原状回復等請求事件

原告 澤 正宏 ほか294名

被告 国 ほか1名

答 弁 書

平成29年6月5日

福島地方裁判所第一民事部 御中

被告国指定代理人

〒980-8601 仙台市青葉区春日町7番25号

仙台第3法務総合庁舎

仙台北法務局訟務部

部 付 澁谷正樹 (酒井)

部 付 筒井督雄 (酒井)

部 付 吉野弘子 (酒井)

上席訟務官 小野寺貞夫 (酒井)

上席訟務官 松田朋子 (酒井)

訟務官 齋藤功 (酒井)

法務事務官 村山弘史 (酒井)


〒960-0103 福島市本内字南長割1番地3

福島地方法務局訟務部門 (送達場所)

(電話 024-534-1976)

(FAX 024-526-2122)

上席訟務官 泉 利 夫 

上席訟務官 若 月 久 幸 

訟 務 官 井 上 一 朗 


訟 務 官 野 崎 佳 之 

訟 務 官 酒 井 直 仁 

〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号

原子力規制委員会原子力規制庁


長官官房耐震等規制総括官

環 境 技 官 小 林 勝 

原子力規制委員会原子力規制庁

長官官房総務課法務室

環 境 事 務 官 高 橋 正 史 

環 境 事 務 官 小 川 哲 兵 


環 境 事 務 官 武 田 龍 夫 

環 境 事 務 官 田 中 博 史 


環 境 事 務 官 矢 野 諭 


環 境 事 務 官 前 田 后 穂 

環 境 事 務 官 内 山 則 之 

環 境 事 務 官 世 良 田 鎮 


環 境 事 務 官 豊 島 広 史 

環境事務官 平下 愛 

環境技官 谷川 泰 淳 

原子力規制委員会原子力規制庁


原子力規制部安全規制管理官 (BWR担当)


環境技官 小野 祐 二 

原子力規制委員会原子力規制庁

原子力規制部安全規制管理官 (BWR担当)


付


環境技官 布田 洋 史 

環境技官 足立 恭 二 

環境技官 荒川 一 郎 

環境技官 忠内 徹 大 


環境技官 止野 友 博 


環境技官 小野 雅 士 

原子力規制委員会原子力規制庁


原子力規制部安全規制管理官 (地震・津波


安全対策担当) 付

環境技官 岩田 順 一 

環境技官 鈴木 健 之 

環境事務官 船田 晃 代 


環境技官 安達 泰 之 

環境技官 森野 央 士 


〒100-8931 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号


経済産業省資源エネルギー庁

電力・ガス事業部政策課

経済産業事務官 大 瀧 拓 馬 

経済産業事務官 泉 井 厚 志 

経済産業事務官 住 田 博 正 

経済産業事務官 佐 藤 澁 介 


経済産業事務官 白 津 宗 規 

経済産業事務官 服 部 翔 生 

経済産業省資源エネルギー庁

電力・ガス事業部政策課電力市場整備室

経済産業事務官 高 野 菊 雄 

経済産業事務官 伊 藤 弘 幸 

経済産業省資源エネルギー庁

電力・ガス事業部原子力政策課


経済産業技官 京 藤 雄 太 

経済産業事務官 田 口 周 平 

経済産業省資源エネルギー庁

電力・ガス事業部原子力立地・

核燃料サイクル産業課

経済産業事務官 水 越 貴 紀 

経済産業省資源エネルギー庁

電力・ガス事業部原子力立地・

核燃料サイクル産業課原子力損害対応室

経済産業事務官 福島正也



〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号

経済産業省東北経済産業局資源エネルギー

環境部資源エネルギー環境課

経済産業技官 黒瀬芳紀



経済産業技官 平山巖雄



経済産業事務官 三浦清実



〒100-8975 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号

環境省大臣官房

参事官 西村治彦



環境省水・大気環境局

放射性物質汚染対策担当参事官室

参事官 神谷洋一



参事官補佐 浜島直子



参事官補佐 黒部一隆



主査 在原雅乃



係員 後藤太一



係員 横山春香



〒960-8031 福島県福島市栄町11番25号

東北地方環境事務所福島環境再生事務所

除染対策第一課企画調整室

室長 五味 俊太郎



東北地方環境事務所福島環境再生事務所

放射能汚染廃棄物対策第一課

係員 森 俊貴



東北地方環境事務所福島環境再生事務所

市町村除染推進課

主査 大澤 友里恵



第1	請求の趣旨に対する答弁	1
第2	本案前の答弁の理由	1
1	請求の趣旨第1項の請求に係る訴えは不適法であること	1
2	請求の趣旨第3項の請求に係る訴えのうち将来給付に係る部分は不適法であること	5
第3	請求原因に対する認否	8
1	はじめに	8
2	「はじめに 本件訴訟において原告らが司法にもとめるもの」(訴状2ページ以下)について	8
3	「第1 当事者と福島第一原発の概要」(訴状9ページ)について	8
4	「第2 本件事故によって広い地域に放射能汚染がもたらされたこと」(訴状12ページ)について	10
5	「第3 本件事故によって原告らが受けた被害(侵害された権利)」(訴状19ページ)について	17
6	「第4 原子力発電の事故が想像を絶する被害をもたらすこと」(訴状30ページ)について	25
7	「第5 被告国により原子力発電が導入されかつ推進されてきたこと」(訴状36ページ)について	29
8	「第6 被告国の責任」(訴状50ページ)について	44
9	「第7 被告東京電力の責任」(訴状66ページ)について	52
10	「第8 原状回復の請求の内容と根拠」(訴状77ページ)について	52
11	「第9 結論」(訴状81ページ)について	52
第4	求釈明	52
1	訴状第6の3(1)(56ページ)について	52
2	訴状第6の3(5)(62ページ)について	54

第1 請求の趣旨に対する答弁

1 本案前の答弁

原告らの被告国に対する訴えのうち、請求の趣旨第1項の請求に係る訴え及び同第3項の請求に係る訴えのうち口頭弁論終結日の翌日以後に生ずる損害賠償金の支払を求める部分をいずれも却下する。

2 請求の趣旨第1項を除く本案の答弁

原告らの被告国に対する請求をいずれも棄却する。

3 訴訟費用等について

訴訟費用のうち、原告らと被告国との間に生じた部分は原告らの負担とする。

なお、被告国につき仮執行の宣言を付することは相当でないが、仮にこれを付す場合には、

(1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言

(2) その執行開始時期を判決が被告国に送達された後14日経過した時とすること

を求める。

第2 本案前の答弁の理由

1 請求の趣旨第1項の請求に係る訴えは不適法であること

(1) 請求の内容

請求の趣旨第1項は、人格権又は不法行為に基づく原状回復請求（訴状請求の原因第8の2(2)、(3)・79、80ページ）として、訴状別紙原告目録の「2011年3月11日当時の住所」欄記載の各居住地の空間線量率（対象とする空間の単位時間当たりの放射線量）を1時間当たり0.04マイクロシーベルト以下とするよう求めているものである。

同請求は、その具体的手法は必ずしも判然としないものの、要するに、平成23年3月11日に相被告東京電力ホールディングス株式会社（平成23年当時の商号は「東京電力株式会社」。以下、商号変更の前後を問わず「被告東電」という。）の福島第一原子力発電所（以下「福島第一発電所」という。）において放射能漏れ事故（以下「福島第一発電所事故」という。）が発生し、福島第一発電所事故によって放出された放射性物質によって、原告らの居住地の空間線量率が上昇したため、原告らは、被告国に対し、同被告の何らかの作為によるその低減を求めているものと解されるところ、原告らが求める原告らの居住地の空間線量率を1時間当たり0.04マイクロシーベルト以下とするためには、空間線量率を上昇させる原因となる放射性物質を除去する以外に方法がない。そして、この放射性物質は、大気中にも存在するものの、その多くは土壤に付着しており、これを除去するためには、放射性物質が付着した土壤を取り除くなどすることが必要であり、そのためには、対象となる土地の土壤調査等を行うための立入りや、土壤の表面を剥ぎ取るなどの物理的作業等が必要となるため、必然的に当該土地の所有権に対し、一定の制約を課す結果を伴うことになる。この点、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）は、第3節以下で、土壤等の除染等の措置に関し、除染特別地域について、国による汚染の状況の調査測定（27条）、環境大臣による特別地域内除染実施計画の策定及び変更（28条、29条）、国による特別地域内除染実施計画に基づく除染等の措置等の実施（30条）を定めているほか、環境大臣による汚染状況重点調査地域の指定（32条）、同地域内の市町村長等の汚染状況の調査測定（34条）、市町村長等による除染実

施計画の策定及び変更（36条，37条），市町村長等による除染実施計画に基づく除染等の措置等の実施（38条）を定めており，以上の手続を行うためには，被告国等による行政権の発動・行使が必要不可欠である。

(2) 請求の趣旨第1項に係る訴えは不適法であること

ア 請求の趣旨第1項の請求は，請求内容を実現するために行政権の発動・行使が不可欠であるから，民事上の請求としては許されないこと

(イ) 大阪空港訴訟上告審判決（最高裁判所昭和56年12月16日大法院判決・民集35巻10号1369ページ）は，原告らがした夜間一定の時間帯における航空機の離着陸のためにする空港供用の差止請求（具体的不作為請求）に対し，同請求が不可避免的に航空行政権の行使の取消し若しくは変更又はその発動を求める請求を包含するものといわなければならないとして，民事上の請求としては不適法であると判示している。また，厚木基地第一次訴訟上告審判決（最高裁判所平成5年2月25日第一小法院判決・民集47巻2号643ページ）も，自衛隊の使用する航空機の離着陸等の差止め及び同航空機の騒音の規制を求める訴え（抽象的不作為請求を含む。）について，大阪空港訴訟上告審判決と同様の理由により，民事上の請求としては不適法であると判示している。このように，民事訴訟として国に対して作為ないし不作為を求める場合において，その請求内容を実現するためには行政権の発動・行使が不可欠となるものについては，行政権の主体である国に対して行政機関が本質的に保持する行政権の発動・行使を強制しようとするものにほかならないから，同請求は民事上の請求としては許されず，同請求に係る訴えは不適法であると解される。

(イ) 以上によれば，請求の趣旨第1項の請求は，被告国に対し，民事訴訟として原告らの居住地の空間線量率の低減を求めるというものであ

るが、必然的に被告国等による行政権の発動・行使を求める請求を包含するものであるから、そもそも民事上の請求として許されないものであり、同請求に係る訴えは不適法である。

イ 請求の特定を欠き、強制執行も不能であること

(7) 放射性物質による環境汚染の特質や現状では、放射線による被ばくが個々の住民の生活や行動により異なる状況であり、被ばくを総合的に低減する観点からは、その区域一体としての除染等の措置を検討する必要がある、広範囲における統一的かつ計画的な除染等の措置等の実施が必要である。また、国等が除染等の措置等を行うに当たっては、除染によって除去した土壌等を適切に保管等処理しなければならない、これら土壌等により追加的に環境が汚染されるような事態が生じないよう適切な措置を講じる必要がある。そのため、原告らの居住地の周辺の土地も含めて原告らの居住地の空間線量率を低減させる具体的方法は、その居住地周辺の環境汚染や土地利用の状況等に応じて決まってくるものであり、一義的に定まるものではない。しかるに、請求の趣旨第1項は、被告国がすべき作為の内容である空間線量を低減させる具体的方法を全く特定しておらず、被告国に対し作為義務の履行を求める請求として、請求の特定を欠くものといわざるを得ず、不適法である。

(イ) したがって、請求の趣旨第1項の請求は、請求の特定を欠いているから、不適法であるというべきである。

ウ 小括

以上のとおり、請求の趣旨第1項の請求は、請求内容を実現するために行政権の発動・行使等が必要不可欠であるから、民事上の請求としては許されず、また、請求の特定を欠いているから、いずれにしても同請

求に係る訴えは不適法である。

2 請求の趣旨第3項の請求に係る訴えのうち将来給付に係る部分は不適法であること

(1) 請求の内容

請求の趣旨第3項は、平成28年12月11日から訴状別紙原告目録の「2011年3月11日当時の住所」欄記載の各居住地の空間線量率が1時間当たり0.04マイクロシーベルト以下となるまでの間、1か月当たり一人5万5000円の割合による損害賠償金の支払を求めているものである。同請求は、上記空間線量率を達成しない限り、上記割合による損害賠償金の支払を求めるものであるから、同請求のうち口頭弁論終結日以降の支払を求める部分は将来給付を求めるものであり、同部分に係る訴えは将来の給付を求める訴え（民事訴訟法135条）に該当する。

(2) 将来の給付を求める訴えが適法となる要件

民事訴訟法135条は、「あらかじめその請求をする必要がある場合に限り」、将来の給付を求める訴えを許容している。しかし、同条は、およそ将来に生ずる可能性のある給付請求権の全てについて上記要件の下に同条による請求権としての適格を認めたものではなく、①期限付請求権や条件付請求権のように、既に権利発生基礎となる事実上・法律上の関係が存在し、②これに基づく具体的な給付義務の成立が将来における一定の時期の到来や債権者において立証を必要としないか又は容易に立証し得る別の一定の事実の発生にかかっているにすぎず、将来具体的な給付義務が成立したときに改めて訴訟により当該請求権成立の全ての要件の存在を立証することを必要としないと考えられるようなものについて、例外として将来の給付の訴えによる請求権としての適格を認めたにすぎないものと解される。

民事訴訟法135条についての以上のような規定の趣旨に照らすと、継続的不法行為に基づき将来発生すべき損害賠償請求権についても、当該請求権の基礎となるべき事実関係及び法律関係が既に存在し、その継続が予測されるとともに、当該請求権の成否及びその内容につき債務者に有利な影響を生ずるような将来における事情の変動としては、あらかじめ明確に予測し得る事由に限られ、しかもこれについては請求異議の訴えによりその発生を証明してのみ執行を阻止し得るという負担を債務者に課しても格別不当とはいえない点において上記の期限付債権等と同視し得るような場合には、これにつき将来の給付を求める訴えを許しても格別支障があるとはいえない。しかし、例え同一態様の行為が将来も継続されることが予測される場合であっても、それが現在と同様に不法行為を構成するか否か及び賠償すべき損害の範囲いかなん等が流動性を持つ今後の複雑な事実関係の展開とそれらに対する法的評価に左右されるなど、損害賠償請求権の成否及びその額をあらかじめ一義的に明確に認定することができず、具体的に請求権が成立したとされる時点において初めてこれを認定することができるとともに、その場合における権利の成立要件の具備については当然に債権者においてこれを立証すべく、事情の変動を専ら債務者の立証すべき新たな権利成立阻却事由の発生として捉えてその負担を債務者に課するのは不当であると考えられるようなものについては、本来例外的にのみ認められる将来の給付を求める訴えにおける請求権としての適格を有するものとするはできないと解するのが相当である（上記大阪空港訴訟上告審判決、最高裁平成19年5月29日第三小法廷判決〔第5次～7次横田基地訴訟上告審判決〕・集民224号391ページ）。

また、厚木海軍飛行場の周辺に居住する住民らが、同飛行場に離発着する米海軍等の航空機の発する騒音等により精神的損害等を被っていると主

張し、被告国に対し、人格権に基づく航空機の離発着等の差止め等を請求するとともに、国賠法2条1項に基づく損害賠償を求めた事案においても、最高裁判所平成28年12月8日第一小法廷判決（裁判所時報1665号5ないし7ページ）は、上記大阪空港訴訟上告審判決や第5～7次横田基地訴訟上告審判決等を引用した上で、原審がその口頭弁論終結日の翌日以降に生ずべき損害の賠償請求を認容した部分を、不適法でその不備を補正することができないものとして破棄しており、上記同様の考え方を踏襲している。

(3) 請求の趣旨第3項の請求のうち将来給付を求める部分は、将来の給付を求める訴えが適法となる要件を欠くこと

原告らは、原告らの各居住地の空間線量率が1時間当たり0.04マイクロシーベルト以下となるまでの間、1か月当たり一人5万5000円の割合による損害賠償金の支払を求めているが、本件訴訟の事実審口頭弁論終結の時点において原告らに放射線被ばくによる損害が発生していると認定されたとしても、その損害の有無・程度は、同時点以後、国や地方公共団体等によって実施される放射性物質汚染対処特措法等に基づく諸方策の内容及び実施状況、原告らそれぞれにつき生ずる可能性のある様々な生活事情の変動、訴状別紙原告目録の「2011年3月11日当時の住所」欄記載の各居住地に存在するとされる放射性物質*1及びその発する放射線量の自然減少の程度等の複雑多様な因子によって左右されるものである。

*1 放射性物質の量は壊変により正確に指数関数に従って減少することが知られている。その理由は放射性物質を構成する個々の原子核が一定時間内に壊変する確率が全て等しいことによる。一般に、物質の量がある観測時点の値から半分に減少するまでに要する時間を半減期というが、放射性物質の場合、半減期は、最初の量の大小にかかわらず一定値となり、かつ、放射性物質の種類ごとに半減期は異なる。

以上によれば、請求の趣旨第3項の請求のうち本件訴訟の事実審口頭弁論終結日以降の損害賠償を求める部分については、賠償請求権の成否及び賠償額をあらかじめ一義的に明確に認定することができるとはいえないから、権利保護の要件を欠くものであって、将来の給付を求める訴えにおける請求権としての適格を有するとはいえない。したがって、請求の趣旨第3項の請求に係る訴えのうち同部分に係る訴えは不適法である。

第3 請求原因に対する認否

1 はじめに

訴状に記載されている原告らの主張は、原告らの被告国に対する請求を根拠づける請求原因としていかなる意味を有するのかが判然としない原告らの意見や評価にわたるものも見られるが、争点整理に資するため、現時点において必要と判断される限度において、認否を行うこととする。

2 「はじめに 本件訴訟において原告らが司法にもとめるもの」(訴状2ページ以下)について

平成23年3月11日に福島第一発電所事故が発生したことは認め、被告国に損害賠償責任及び原状回復責任がある旨の主張は争い、本件の個別の原告らの被害の有無及びその程度は不知。その余の原告らの意見又は評価にわたる部分は、原告らの被告国に対する請求を根拠づける請求原因としていかなる意味を有するか判然としないため、認否の限りでない。

3 「第1 当事者と福島第一原発の概要」(訴状9ページ)について

(1) 「1 原告ら」(訴状9ページ)について

福島第一発電所事故が発生したことは認め、その余は不知。

なお、第1段落に、「原告らは、いずれも2011(平成23)年3月11日当時、(中略)山形県、栃木県または茨城県内に居住していた者で

ある。」との記載があるが、上記3県に在住していた原告は訴状別紙原告目録上存在しない。

また、第3段落に「別紙原告目録(避難)」,第4段落に「別紙原告目録(滞在)」との記載があるが、訴状に上記各別紙はいずれも添付されていない。

(2) 「2 被告ら」(訴状10ページ)について

ア 「(1) 被告東京電力株式会社」について

(ア) 第1段落は認める。

(イ) 第2段落につき、昭和41年、福島第一発電所1号機について設置許可処分がされたこと、同1号機が昭和46年3月26日に運転開始され、日本に設置されている原子力発電所の中で最も古いものの一つであること、同1号機～6号機がいずれも沸騰水型軽水炉であり、米国から技術を導入して設置されたものであること、同1号機ないし5号機がMark I型であり、同6号機がMark II型であることは認める。

なお、同1号機は、我が国で最初に運転を開始した原子炉ではない。同1号機の運転開始より前に、敦賀発電所1号機及び美浜発電所1号機の運転が開始されている。

(ウ) 第3段落及び第4段落は、いずれも認める。

(エ) 第5段落につき、福島第一発電所の各号機が、いずれも運転開始から30年を超えた原子炉であり、同1号機が平成23年3月26日で運転開始から40年を迎える予定であったことは認め、「老朽化した原子炉」であったとの主張は争う。

(オ) 第6段落は認める。

イ 「(2) 被告国」について

(7) 「ア」について

- a 第1段落は、「原子力事業体制全般」の意味するところが不明であり、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。
- b 第2段落につき、個々の原子力発電事業が被告東電等の電力会社の事業として行われていること、エネルギー・環境会議が平成24年9月14日に決定した「革新的エネルギー・環境戦略」において、原告ら指摘の記述があることは認め（ただし、「革新的エネルギー・環境戦略」には「国策民営」の内容についての説明はない。）、その余は否認ないし争う。

(イ) 「イ」について

- a 第1段落及び第2段落は、いずれも認める。ただし、内閣府に原子力委員会及び原子力安全委員会を置くことを定めているのは、原子力基本法4条である。
- b 第3段落につき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「炉規法」という。）1条の一部に、原告らが引用する文言が存在することは認める。
- c 第4段落につき、福島第一発電所事故当時の電気事業法1条の条文が訴状に記載したとおりであることは認める。
- d 第5段落及び第6段落につき、被告国が電力会社に対して規制権限を有していることは認め、その余は争う。

4 「第2 本件事故によって広い地域に放射能汚染がもたらされたこと」（訴状12ページ）について

なお、以下の認否の内容は、原子力規制委員会に設置された「東京電力福島第一原子力発電所における事故分析に係る検討会」の議論により新たな知見が示された場合には、変更する可能性がある。

(1) 「1 東北地方太平洋沖地震の発生と被害の概要」(訴状12ページ)

について

ア 第1段落について

第1文(「2011(平成23)年…発生した。」)は認める。

第2文(「震源域は…観測した。」)につき、震源域が岩手、宮城、福島、茨城の各県沖にわたること、震源の長さが約400キロメートル以上、幅が約200キロメートル以上と推定されること、宮城県栗原市で震度7を観測したほか、広範囲にわたって震度6強ないし6弱を観測したという限りで認める。

イ 第2段落について

最大遡上高40.1メートル*2の津波が襲来し、死者及び行方不明者が合計2万人を超えていることは認め、その余は否認する。記録された最大潮位は9.3メートルであり、被告東電の推定によっても、福島第一発電所の検潮所設置位置における津波の高さは約13メートルとされている。

(2) 「2 本件事故発生と放射性物質の飛散」(訴状13ページ)について

ア 「(1) 地震及び津波による本件事故の発生」について

認める。

イ 「(2) 地震動自体による原子炉等への影響」について

(7) 第1段落は認める。

(4) 第2段落は否認する。福島第一発電所1号機において、小破口冷却

*2 陸地に流れ込んだ津波は、流れが強いままで斜面などにぶつかると、そこを駆け上がり、海岸での津波の高さをはるかに超える高さまで上ることがある。遡上高とは、津波が内陸に駆け上がった結果、斜面や路面上に変色部や漂着物等の痕跡を残すが、その痕跡の、平常潮位(津波がない場合の潮位)からの高さを意味する語である。

材喪失事故（SB-LOCA）が発生した事実はない。

ウ 「(3) 津波による全交流電源喪失」について

津波が到来したとする時刻につき、福島第一発電所敷地の沖合約1.5キロメートルにあった波高計に津波が到達した時刻と解した上で認める。

エ 「(4) 各号機における過酷事故の発生に至る経過」について

(ア) 柱書について

福島第一発電所各号機の事故経過についての認否は、以下の(イ)ないし(オ)のとおりである。

なお、正確な事実関係については、次回以降において整理した上で主張する予定である。

(イ) 「ア 1号機」について

a 第1段落及び第2段落について

いずれも認める。

b 第3段落について

第1文（「原子炉格納容器の…試みられた。」）は認める。

第2文（「一方、同日14時45分頃までに…損傷が生じていたと考えられる。」）及び第3文（「この間、原子炉水位の…漏出した。」）は、いずれも原告らが主張する事実が発生した可能性があるという限りで認める。なお、原子力安全・保安院が行った解析によれば、原子炉圧力容器の損傷に至ったのは地震発生（平成23年3月11日午後2時46分）から約15時間後である。

第4文（「同日15時36分…発生した。」）につき、その時刻頃原子炉建屋上部で水素ガスによると思われる爆発が発生したことは認める。

(ウ) 「イ 3号機」について

a 第1段落について

第1文(「全交流電源喪失後も…起動された。’)ないし第3文(「同日12時35分…喪失した。’)は、いずれも認める。ただし、高圧注水系(HPCI)の自動起動により、一旦、原子炉水位が回復している。

第4文(「これにより…可能性がある。’)のうち、圧力容器又はその周辺部に閉じ込め機能を損なう損傷が生じていた可能性がある点は認め、上記の損傷が「同日9時10分頃までの間に」生じていた可能性があること、及び「格納容器についても14日2時20分までの間に損傷が生じた可能性がある。’)ことは不知。

b 第2段落について

高圧注水系(HPCI)の停止後、格納容器の圧力上昇を受け、圧力抑制のためにベントが試みられたこと、消防車等による代替注水が行われたこと、平成23年3月14日午前11時1分に原子炉建屋で水素爆発が発生したことは認める。「冷却機能喪失に基づく燃料の損傷に伴い圧力容器内で大量の水素が発生し、これが格納容器へ漏洩した後、建屋上層階に滞留した結果」とする点は、その可能性があるという限りで認め、「原子炉建屋4、5階部分」とする点は不知。

(I) 「ウ 2号機」について

a 第1段落について

認める。

b 第2段落について

第1文(「ところが…できなくなった。’)及び第2文(「同日13

時25分ころ…推定される。』)は、いずれも認める。

第3文(「その後も…上昇した。』)につき、消防車による海水注水が行われ、ベントラインも再構成されたこと、平成23年3月15日午前6時から午前6時10分頃に衝撃音及び振動が発生したこと、正門付近の放射線レベルが上昇したことは認め、その余は否認する。圧力抑制室の圧力計は計測不能となったとは判明していない。なお、上記衝撃音及び振動は、2号機ではなく4号機が発生源である。

第4文(「この頃…みられている。』)は、平成23年3月15日午前7時20分から午前11時25分にかけての格納容器の圧力低下が格納容器の破損を示唆するものと推測されているという限りで認める。

(オ) 「エ 4号機」について

a 第1段落について

認める。

b 第2段落について

第1文(「3月14日…発生した。』)及び第2文(「4号機の…つながっている。』)は、いずれも認める。

第3文(「そのため、3号機の…可能性がある。』)につき、3号機で発生した水素が4号機の排気管に流入した可能性があることは認め、その余は否認する。平成23年3月14日午前11時頃に3号機のベント配管が開状態となったことは確認されていない。

第4文(「翌15日…発生した。』)につき、同月15日午前6時から午前6時10分頃に原子炉建屋で水素爆発が発生したことは認め、発生場所が4、5階付近であることは不知。

(3) 「3 放射性物質飛散に至る経過とその規模」(訴状16ページ)について

ア 第1段落について

認める。

イ 第2段落について

第1文(「これらは…降り注いだ。」)につき、一般的に放射性プルームが降雨の影響で降下する可能性があることは認める。

第2文(「また…放出された。」)につき、1ないし3号機におけるベント作業によって放射性物質が大気中及び海洋中に放出されたこと、経済産業大臣からの命令を受け、被告東電が2号機にベント作業に入り、平成23年3月13日午前11時頃及び同月15日午前零時頃同作業を実施したものの、ドライウエルの圧力低下が確認されなかったことは認める。

ウ 第3段落について

原子力安全・保安院が平成23年4月12日時点において、福島第一発電所事故を国際原子力・放射線事象評価尺度(INES。以下「INES」という。)でレベル7と暫定評価したこと、昭和54年3月28日に、米国ペンシルバニア州スリーマイル島上にある原子力発電所において発生した事故(いわゆるスリーマイルアイランド原子力発電所事故)がINESでレベル5と評価されていることは認め、その余は否認する。福島第一発電所事故による放射性物質の放出量は、昭和61年4月26日、旧ソビエト連邦ウクライナ共和国のチェルノブイリ原子力発電所における事故(いわゆるチェルノブイリ原子力発電所事故)の約1割前後とされている。また、INESレベル5は「広範囲な影響を伴う事故」と定義されている。

エ 第4段落について

原子力安全・保安院が平成23年6月6日に大気中に放出された福島第一発電所1ないし3号機合計でのヨウ素131とセシウム137のヨウ素131換算での放射性物質の放出量の総量を77万テラベクレルと推計したこと、同推計におけるセシウム137の放出量の試算値が広島に投下された原子爆弾から放出されたセシウム137の試算値の約16.8倍であること、同試算値が福島第一発電所事故による海洋汚染を含まない大気中への放出量のみのものであること、被告東電が平成24年5月24日に、大気中への放射性物質の総量を約90万テラベクレルと推計していることは認める。

オ 第5段落について

政府が平成23年12月16日に福島第一発電所事故の収束宣言を行ったこと、その後も福島第一発電所の敷地内では福島第一発電所事故前と比較して高い被ばく線量が計測されていることは認め、その余の原告らの評価にわたる部分は認否の限りでない。

(4) 「4 本件事故による放射能汚染が広域に広がっていること」(訴状17ページ) について

ア 第1段落は、推計として、福島第一発電所事故で大気中に放出された放射性物質の総量が、ヨウ素換算(国際原子力指標尺度【INES評価】)にして約900PBq(ペタベクレル, ヨウ素: 500PBq, セシウム137: 10PBq)とされ、チェルノブイリ原子力発電所事故におけるINES評価5200PBqと比較して約6分の1の放出量になり、平成23年7月2日の時点でセシウム137の蓄積量が訴状18ページ記載の図のとおりであるという限りで認める。なお、テラは10の12乗、ペタは10の15乗をそれぞれ意味する単位であり、1ペタは

1000テラである。

イ 第2段落は、年間5ミリシーベルト、20ミリシーベルト以上の空間線量となる可能性のある土地の面積が、それぞれ福島県内の1778平方キロメートル、515平方キロメートルと推定されるという限りで認める。なお、原告らが引用する環境省の「除染等の措置等に伴って生じる土壌等の量の推定について」は、福島県だけでなく、宮城県、山形県、栃木県及び茨城県も対象範囲とし、空間線量率別の面積を推定している。

ウ 第3段落は認める。

(5) 「5 避難指示等が招いた地域住民の混乱」(訴状18ページ)について

ア 第1段落は認める。

イ 第2段落は、原告らの意見や評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

ウ 第3段落につき、政府の原子力災害対策本部が、平成23年4月22日、福島第一発電所から半径20キロメートルから30キロメートル圏内に指示していた屋内への退避指示を解除すること、葛尾村、浪江町、飯館村、川俣町の一部及び南相馬市の一部を計画的避難区域に設定すること、広野町、楢葉町、川内村、田村市の一部及び南相馬市の一部を緊急時避難準備区域に設定すると指示したことは認め、同日に原子力災害対策本部が福島第一発電所から半径20キロメートル圏内を警戒区域に設定すると指示したことは否認し、その余は原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。原子力災害対策本部が、福島第一発電所から半径20キロメートル圏内に警戒区域を設定することを指示したのは、同月21日である。

5 「第3 本件事故によって原告らが受けた被害(侵害された権利)」(訴状

19ページ)について

(1) 「1 本件事故によって原告らが受けた被害の諸相」(訴状19ページ)
について

ア 柱審について

原告らが受けた被害については不知。また、原告らの主張が、個々の原告らの損害内容を超えて、「被害の全体像」や「被害地域の現状」を本件訴訟において考慮すべきとの趣旨であれば、認否の限りでない。原告らが本件訴訟において訴求する被告国に対する損害賠償請求権は、飽くまでも原告らごとにその存否を判断すべきものであるから、その発生要件である損害もまた、原告らごとにその存否や内容を判断すべきものである。

以下、本件の個別の原告らとの関係で必要と認める限りで認否する。

イ 「(1) 避難者の被害」について

福島県において、避難者が平成24年5月10日時点で約16万人であると発表したことは認め、『『自主的避難』とされる事案においては、自己の避難行動が政府等の公的機関から正当化されず』とする点は否認し、その余は本件の個別の原告らの関係では不知。原子力損害賠償紛争審査会が平成23年12月6日に策定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補(自主的避難等に係る損害について)」においては、自主的避難等に係る損害について示している。

ウ 「(2) 滞在者の被害」について

(7) 第1段落について

本件の個別の原告らの関係では不知。

(1) 第2段落について

認める。

(ウ) 第3段落について

a 第1文（「福島県中通り地方の…認められる。」）について

福島県内の自治体において、平成23年夏頃から学校や公園において除染が行われ、それにより線量の低下が認められることは認める。

b 第2文（「しかし…場所も多い。」）について

第2文については、除染後の空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルトを超過する場所があるという趣旨であれば認める。なお、生活空間の空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルトを超過していても、追加被ばく線量（自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた被ばく線量）が年間1ミリシーベルトを必ずしも超過しないことが明らかになっている。

c 第3文（「さらに…例も多い。」）について

除染によって除去された土壌等を当該除染を実施した土地において保管する場所があるという限度で認める。

d 第4文（「通学路などの…場合が多い。」）について

自治体が自主的な除染を勧めているとの点は否認する。放射性物質汚染対処特措法に基づき、被告国や市町村長等の実施者が除染を実施している。その余は原告らの評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。

(I) 第4段落について

原告らの意見にわたるものであるため、認否の限りでない。

(オ) 第5段落について

a 第1文（「被告国は…自治体任せである。」）について

放射性物質汚染対処特措法が、環境大臣が除染特別地域と指定した地域につき被告国が除染等の措置等を実施しなければならないと定めていることは認め、その余は否認する。除染特別地域の指定要件は、同法25条1項による委任を受けた「汚染廃棄物対策地域の指定の要件等を定める省令」（平成23年12月14日環境省令第34号）第3条に規定されている。また、除染特別地域以外の除染実施区域の除染等の措置等の実施者は、同法35条1項各号に規定されているところ、被告国は、実施者に対して財政的・技術的支援を行っている。

b 第2文（「自治体による除染も…進んでいない。」）について

除染の方法や仮置き場の設置等についての明確な見通しが示されていないとの点は否認する。放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等の方法及び除去土壌等の保管方法は、同法施行規則及び環境省が平成23年12月に策定した除染関係ガイドライン（平成25年5月第2版、平成28年9月追補）等において示されている。その余は原告らの意見にわたるものであるため認否の限りでない。

なお、汚染状況重点調査地域においては、住宅や公共施設等の日々の生活の場における除染作業がおおむね完了している。

c 第3文（「また…用途が立っていない。」）について

住宅周辺などの生活圏の除染が進められていることは認め、その余は否認する。農地の除染等の措置は、除染実施者により計画的な事業が進められている。また、住居等の近隣の森林や、森林内の憩いの場など日常的に人が立ち入る場所等の除染については、「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき実施されている。

る。

d 第4文（「そのため…声があげられている。」）について

風雨により除染の効果が薄れるとの点は否認する。山林から生活圏等に飛散する大気中の浮遊じんに含まれる放射性セシウムの量は、空間線量率に影響を与えるものではないし、降雨による放射性セシウムを含む土壌等の森林からの流出も、生活圏の空間線量率に明確な影響を与えるものではない。

その余は不知。

(カ) 第6段落について

福島県が健康管理調査を実施していることは認め、その余は否認する。福島県では、国際的に認められた医学的知見を踏まえ、県民健康調査を実施している。その中で、全県民を対象にした外部被ばく線量の推計を行う基本調査や、福島第一発電所事故当時、避難区域等に住民登録があった者等を対象とした学校保健安全法に規定する健康診断等に上乘せする形での健康診査を実施している。健康診査では血液検査や16歳以上の者を対象とした尿検査等を実施している。特に、震災時に18歳以下の全ての者を対象に甲状腺の超音波検査を実施しており、必要と判断された場合には、二次検査で血液検査や尿検査を含む精密検査を実施している。また、内部被ばく線量に関するホールボディ・カウンタによる検査や、個人線量計の配布及び貸与などを実施している。

(キ) 第7段落について

除染や健康管理対策が進まないことは否認し、その余は不知。除染は、上記(カ)のとおり、放射性物質汚染対処特措法に基づき実施されており、県民健康調査についても、福島県は、上記(カ)のとおり、国

際的に認められた医学的知見を踏まえて実施している。例えば、外部被ばく線量を推計するための基本調査では、これまで対象者約206万人のうち約46万人（推計期間が4か月未満の者や放射線業務従事経験者を含めると約55万人）の推計が終了しており、最高値が25ミリシーベルト、62.2パーセントが1ミリシーベルト未満、93.8パーセントが2ミリシーベルト未満、99.8パーセントが5ミリシーベルト未満という推計結果が出ている。また、甲状腺検査については、平成23年10月から開始した先行検査（検査1回目）では、福島第一発電所事故当時、福島県内に居住していたおおむね18歳以下の県民（平成4年4月2日から平成23年4月1日までに生まれた者）を対象とし、約30万人が受診（受診率81.7パーセント）している（平成28年3月末時点）。また、平成26年4月から開始した本格検査（検査2回目）では、平成23年4月2日から平成24年4月1日までに生まれた者も対象に加え、約27万人が受診（受診率70.9パーセント）している（平成28年12月末時点）。なお、平成28年5月から開始した本格検査（検査3回目）は、平成28年度及び平成29年度の2か年で実施する予定となっている。

(ク) 第8段落について

第1文（「また…いない。」）につき、海や河川が除染の対象となっていないことは認め、その余は否認する。農地や山林については、放射性物質汚染対処特措法、同法施行規則、除染関係ガイドライン及び「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」等に基づき、除染実施者により計画的な事業が進められている。

なお、海や河川が除染の対象となっていないのは、一般に、水の遮蔽効果により、周辺の空間線量への寄与が小さいためである。

第2文（「山林は…である。」）は、本件の個別の原告らとの関係では不知。

(ク) 第9段落ないし第13段落について

本件の個別の原告らの関係では、いずれも不知。

エ 「(3) 小括」について

本件の個別の原告らの関係では、いずれも不知。

(2) 「2 原告らの被害の根源－多種多様な被害がいかに生じるか」（訴状24ページ）について

ア 柱書について

本件の個別の原告らの関係では不知。

イ 「(1) 健康影響への強い不安・懸念」について

放射性物質や放射線が視覚、嗅覚、聴覚によって知覚することができないこと、平成23年12月16日の収束宣言後も、福島第一発電所において地下貯水槽からの水漏れや使用済み燃料プールへの鉄骨落下事象が起きたことは認め、その余は本件の個別の原告らの関係では不知。

ウ 「(2) 個々人のとった行動」について

本件の個別の原告らの関係では不知。

エ 「(3) 被害の現れ方を左右する要因」について

平成23年12月16日の収束宣言後も、福島第一発電所における前記イの地下貯水槽からの水漏れや使用済み燃料プールへの鉄骨落下事象につき報道されたこと、福島第一発電所から外部への放射性物質の放出が続いていることは認め、その余は本件の個別の原告らの関係では不知。

オ 「(4) まとめ」について

「本件事故について、個々の被害者には何らの落ち度もない」ことは認め、その余は本件の個別の原告らの関係では不知。

(3) 「3 被害者のいかなる権利・利益が侵害されているか（被侵害利益）」
（訴状27ページ）について

ア 「(1) 被侵害利益をどのように考えるべきか」について

『放射性被ばくによる健康影響への恐怖や不安にさらされることなく平穏な生活をする権利』が侵害されている」との点は争い、その余は本件の個別の原告らの関係では不知。

イ 「(2) 平穏生活権とは」について

(7) 第1段落及び第2段落は、いずれも争う。原告らが引用する東京高等裁判所昭和62年7月15日判決（判例時報1245号3ページ。横田基地夜間飛行禁止等請求控訴事件）は、「人格権という言葉は、法律用語として必ずしも熟しているものということとはできない」とした上で、「本件に即していえば、人は人格権の一種として、平穏安全な生活を営む権利（以下、仮に、平穏生活権又は単に生活権と呼ぶ。）を有しているというべきであって、騒音、振動、排気ガスなどは右の生活権に対する民法709条所定の侵害であり、これによって生ずる生活妨害（この中には、不快感等の精神的苦痛、睡眠妨害及びその他の生活妨害が含まれる。）は同条所定の損害というべきである（右の生活権は、身体権ないし自由権を広義に解すれば、それらに含まれているともいえるが、それらと区別して右に述べたような意味で使うこととする。これは被害の態様からみると身体傷害にまでは至らない程度の右のような被害に対応する権利である。）」（ゴシック体の部分は引用者による。）と判示しているにすぎないのであり、本件において原告らの主張する何らかの権利の根拠となるものではない。

(4) 第3段落につき、仙台地方裁判所平成4年2月28日決定（判例時報1429号109ページ）が、原告らが引用する内容の判示をして

いることは認めるが、その余は争う。同決定は、債務者がその所有地に産業廃棄物最終処分場を完成させたところ、同土地の周辺住民らが、水質汚濁等を理由に、生活環境権、人格権若しくは財産権に基づく差止請求権又は不法行為の差止請求権を被保全権利として、同処分場の使用操業差止めの仮処分を申請した事案に係るものであり、本件において原告らの主張する何らかの権利の根拠となるものではない。

ウ 「(3) 本件事故による平穏生活権侵害について」について、

(7) 第1段落について

第1文(「上記のように…受け続けている。」)及び第2文(「あるいは…受け続けている。」)につき、本件の個別の原告らの関係では、いずれも不知。

第3文(「原告らが…現れである。」)は争う。

(4) 第2段落について

争う。

6 「第4 原子力発電の事故が想像を絶する被害をもたらすこと」(訴状30ページ)について

(1) 「1 核兵器技術から派生した原子力発電の技術とその危険の大きさ」(訴状30ページ)について

原告らの被告国に対する損害賠償請求及び原状回復請求との関連が不明であり、原告らの意見や評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(2) 「2 原子力発電の事故が想像を絶する被害をもたらすことが予想されていたこと」(訴状30ページ)について

ア 第1段落について

第1文(「原子力発電は…もたらされる。」)につき、原告らの主張する「事故」が何であるか不明であり、認否の限りでない。

第2文（「世界の原子力開発を…1957年3月。」）につき、昭和32年に米国原子力委員会が「公衆災害を伴う原子力発電所事故の研究」（原題「Theoretical Possibilities and Consequences of Major Accidents in Large Nuclear Power Plants」, WASH-740）を公表したことは認め、その余は不知。

イ 第2段落について

不知

ウ 第3段落について

認める。なお、昭和32年度の我が国の一般会計歳出決算額は1兆1876億7598万円である。

エ 第4段落について

昭和35年に原子力発電所において事故が発生した場合の被害の推計が行われたという限りで認める。

オ 第5段落について

第1文（「すなわち…とりまとめた。」）は認める。ただし、調査の目的は、原子力平和利用に伴う災害評価についての基礎調査を行い、原子力災害補償の確立のための参考資料とすることとされている。

第2文（「この試算は当時…前提としている。」）は、熱出力50万キロワットの原子炉について、原子炉に内蔵された放射能の0.02パーセント又は2パーセントが放出された場合を前提として試算がされているという限りで認める。

第3文（「その試算に際しては…限界があるものであった。」）は、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

カ 第6段落について

第1文（「しかし…130万人であった。」）につき、上記試算におい

て、気象条件等の設定により変動はあるものの、人的被害について、最大で死亡720人、障害5000人、要観察130万人と試算されていることは認め、その余は原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

第2文（「損害額に関しては…相当するものである。」）は、原告らという「当時の国家予算」を「昭和35年度の一般会計歳出予算」と解した上で、認める。昭和35年度の一般会計歳出予算額は、約1兆7651億6270万円である。

第3文（「こうした…想定できないものである。」）は、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(3) 「3 実際に発生した大事故とそれによってもたらされた被害の大きさ」（訴状32ページ）について

ア 「(1) スリーマイル島原発事故」について

昭和54年3月28日、米国ペンシルバニア州スリーマイル島にある原子力発電所2号機において、給水喪失から炉心損傷に至ったという、いわゆるスリーマイルアイランド原子力発電所事故が発生したこと、同事故における核燃料の損傷により放射性物質が一時冷却水中に漏出され、外部環境に放出されたこと、同事故は、INESのレベルで5と評価されていることは認め、原告らの評価にわたる部分は認否の限りでない。

イ 「(2) チェルノブイリ原発事故」について

昭和61年4月26日、旧ソビエト連邦ウクライナ共和国のチェルノブイリ原子力発電所4号機の原子炉出力が異常に上昇し、燃料の過熱、激しい蒸気の発生、圧力管の破壊、原子炉と建屋の構造物の一部破壊、燃料及び黒鉛ブロックの一部飛散、火災に進んで、放射性物質が外部環

境に放出されるに至った事故が発生したこと、同事故はINESのレベルで7と評価されていること、同事故により、放射性物質がウクライナ、ベラルーシ、ロシア等へ放出されたこと、同発電所の作業員や消防隊員が急性の放射線症と診断されたこと、放射線防護の措置として同発電所周辺30キロメートル圏内の住民の総計13万5000人が避難したと報告されていること、同発電所の周囲には、立入禁止区域があり、小児甲状腺がんの増加が認められることは認め、原告らの評価にわたる部分は認否の限りでない。

ウ 「(3) 二つの事故の教訓」について

原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(4) 「4 本件事故によっても原発事故の被害の巨大さが確認されたこと」
(訴状33ページ) について

ア 第1段落について

福島第一発電所事故が発生したことは認め、原告らの評価にわたる部分は、認否の限りでない。

イ 第2段落について

第1文(「政府の避難指示…余儀なくされた。」)につき、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域として、福島県内の12市町村が指定されたこと(市町村の一部が指定されたものを含む。)は認め、その余は本件の個別の原告らとの関係では不知。

第2文(「放射性物質による…できない状況にある。」)は、本件の個別の原告らの関係では不知。

ウ 第3段落について

本件の個別の原告らとの関係では不知。

エ 第4段落について

東北地方太平洋沖地震における震災関連死の死者（復興庁は、震災関連死の死者を「東日本大震災による負傷の悪化等により亡くなられた方で、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、当該災害弔慰金の支給対象となった方」と定義している。）の数が、平成24年9月30日現在で、全国で2303人であり、そのうち、福島県が1121人であったこと、福島第一発電所事故から1年が経過した後に震災関連死となった40人のうち、35人が福島県における死者であったことは認め、その余は本件の個別の原告らとの関係では不知。

オ 第5段落について

平成23年3月25日に、近藤駿介原子力委員会委員長（当時）により、「福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描」と題するレポートが提出されたこと、同レポートには、強制移転を求めるべき地域が170キロメートル以遠にも生じる可能性や、移転を希望する場合認めるべき地域が250キロメートル以遠にも発生することになる可能性があることが指摘されていることは認め、その余は本件の個別の原告らとの関係では不知。

(5) 「5 原発事故の被害の特殊性と安全を確保すべき注意義務の程度について」（訴状34ページ）について

我が国の法制度上、原子力基本法、炉規法及び電気事業法において、「安全の確保」ないし「公共の安全」の確保が求められていることは認め、その余は原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

7 「第5 被告国により原子力発電が導入されかつ推進されてきたこと」（訴状36ページ）について

(1) 「1 国際原子力体制による枠付け」（訴状36ページ）について

核兵器の不拡散に関する条約(NPT)、非核地帯条約、二国間原子力協定が存在し、国際原子力機関(IAEA)による保障措置等により、国際社会が原子力・核に関する管理体制を敷いていることは認め、その余は原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(2) 「2 被告国による原子力導入の経過」(訴状36ページ)について

ア 「(1) 第二次世界大戦後の日本の状況」について

昭和22年1月に極東委員会が日本の原子力研究の禁止を決議したこと、昭和26年にサンフランシスコ講和条約が締結されたことは認め、その余は原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

イ 「(2) 原子力予算の可決と原子力三法制定」について

(7) 第1段落は、昭和29年度予算として、原子力関係予算が計上されたこと、昭和30年11月14日に日米原子力研究協定が締結されたこと、同月30日に財団法人原子力研究所が発足したことという限りで認める。なお、同研究所は、原子炉の研究開発機関として発足したものである。

(4) 第2段落は認める。ただし、科学技術庁(当時)は、原子力委員会の庶務を処理するとともに、原子力研究所及び原子燃料公社に関する事務をつかさどることとされていた。

ウ 「(3) 長期計画の策定と外国技術の輸入による原子力発電の導入」について

(7) 第1段落について

事実関係については認め、評価にわたる部分は認否の限りではない。ただし、昭和31年9月6日に内定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」は、「原子力開発利用長期基本計画」が正しい。

(4) 第2段落について

第1文（「被告国は…導入を進めた。」）につき、昭和34年、英国で開発された原子炉（コールドターホール型原子炉）の技術を取り入れた原子力発電所の建設を決定したこと、同時に米国が開発した軽水炉原子炉の導入を進めたことは認め、その余は否認する。

第2文（「そして…成功した。」）ないし第4文（「さらに…発電を開始した。」）は、いずれも認める。なお、東海発電所において初めて発電に成功したのは昭和40年11月10日であるが、運転を開始したのは、昭和41年7月25日である。

(ウ) 第3段落について

原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(3) 「3 被告国による統制を徹底する法制度」（訴状38ページ）について

ア 柱書について

(7) 第1段落は、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(4) 第2段落は認める。

イ 「(1) 原子力基本法」について

(7) 「ア 原子力委員会」について

a 第1段落につき、原子力基本法に原告らが引用する規定があることは認めるが、当該規定は同法4条ではなく同法5条である。福島第一発電所事故当時の同法4条は、「原子力の研究、開発及び利用に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を図るため、内閣府に原子力委員会及び原子力安全委員会を置く。」と規定されていた。

b 第2段落につき、原子力委員会が国の機関であることは認め、

その余は否認する。原子力委員会に決定権限がある事項は、原告らが引用する原子力基本法5条のとおり、「原子力の研究、開発及び利用に関する事項（安全の確保のための規制の実施に関する事項を除く）」である。

(イ) 「イ 原子炉の管理」について

認める。ただし、「14条1項」とあるのは、「14条」の誤りであり、同条（原子力基本法14条）は「原子炉を建設しようとする者は、別に法律で定めるところにより政府の行う規制に従わなければならない。これを改造し、又は移動しようとする者も、同様とする。」と規定している。また、同法16条のうち、原告らが「前二条に規定する規制に従って」とする点は、「前二条に規定する規制に従って」が正しい。

(ウ) 「ウ 核燃料物質の管理」について

認める。

イ 「(2) 原子炉等規制法・電気事業法」について

(ア) 第1段落について

第1文（「被告国は…法制度を定めた。」）につき、原子力基本法を受けて、炉規法及び電気事業法を通じて規制がされていること、経済産業大臣が、核原料物質及び核燃料物質の管理についての規制権限を有していることは認め、その余は争う。福島第一発電所事故当時の炉規法23条1項においては、原子炉を設置しようとする者は、原子炉の区分に応じて、政令で定めるところにより、同項各号に定める大臣の許可を受けなければならないとされ、同条3項において、文部科学大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣は、政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ原子力委員会及び原子力安

全委員会の意見を聴かなければならないことが規定されていたものであり、経済産業大臣が全面的に規制を行うものとされていたものではない。

第2文（「また…定めた。」）につき、炉規法及び電気事業法において、経済産業大臣が規制権限を有するものと定められていたことは認め、その余は争う。

(1) 第2段落について

原子炉と核燃料物質の管理について被告国による法規制の下に置かれるものとされていることは認め、その余は争う。

(4) 「4 被告国が原子力発電所建設を主体的かつ強力に推進してきたこと」（訴状39ページ）について

ア 「(1) 原子力委員会の長期計画」について

(7) 第1段落は、原子力委員会が、原子力の研究、開発及び利用に関する行政の民主的な運営を図る目的で設置されているという限りで認め、その余は原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(1) 第2段落は、「国策」の意味が不明であり、また、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(7) 第3段落は、原子力委員会が、原告らが指摘する年にそれぞれ「原子力の研究、開発、及び利用に関する長期計画」（ただし、昭和31年については「原子力開発利用長期基本計画」）を策定したことは認め、その余は原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

イ 「(2) 海外からの技術導入と技術者養成」について

認める。

ウ 「(3) 被告国が損害賠償リスクを引受けたこと」について

(7) 第1段落について

第1文（「被告国は…制定した。」）につき、昭和36年に原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）が制定されたことは認め、その余は否認する。原賠法は、「原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、もつて被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資すること」を目的として制定されたものであり（同法1条）、原子力発電導入の基礎作りの一環として制定されたものではない。

第2文（「同法は…こととした（16条）。」）は認める。ただし、同条において、政府が、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする定められているのは、「原子力損害が生じた場合において、原子力事業者（外国原子力船に係る原子力事業者を除く。）が第三条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるとき」である。

(1) 第2段落について

争う。

エ 「(4) 被告国が電力会社に原子力発電事業を行わせてきたこと」について

(7) 「ア 被告国の責任による原子力発電導入計画の推進」について

a 第1段落について

第1文（「被告国は…打ち出した。」）は、昭和36年に原子力委員会が策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」（以下「昭和36年長期計画」という。）において、「エネルギー源

確保の安定化の面からもより安価なエネルギー源の開発およびその多様化をはかることが必要である。このため電力供給源として原子力発電に期待することは、大きな意義があるものと考える。」、「発電1号炉および2号炉に引き続いて前期10年間には、後期への開発への足場としてさらに3基程度の発電炉の設置が期待される。」とされているという限りで認める。

第2文（「そして…ことを決定した。」）は、昭和36年長期計画において、「前期10年間における原子力発電の開発規模は、発電1号炉・発電2号炉およびこれに引き続き建設されるものを合わせて電気出力約100万キロワット前後と考えるが、これらの建設は、電気事業者が協調してこれにあたることを期待するとともに、政府としては、その推進のために金融・税制その他において適切な施策を講ずる必要があると考える。」とされているという限りで認める。昭和36年長期計画は飽くまで指針を示したものであって、これにより施策を講ずることが決定されていたものではない。

b 第2段落について

認める。

(イ) 「イ 電力会社による原子力発電所の建設・運転開始」について

事実関係については、認める。ただし、中部電力が浜岡発電所1号炉の設置許可を申請したのは昭和45年である。

(ウ) 「ウ その後の長期計画の展開」について

a 第1段落は、原子力委員会が昭和42年に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」（以下「昭和42年長期計画」という。）に、原告らが指摘する記述がされているという限りで認める。原告らが指摘する記述は、飽くまで見通しが示されたものに

すぎないのであって、「数値目標を設定した」ものでも「軽水炉を採用する方針を示した」ものでもない。

b 第2段落は認める。

c 第3段落につき、昭和42年長期計画において、「人材養成」として必要とされる科学技術者を列挙していること、大学学部、大学院の原子力専門学科又は専攻課程の増設、増員等を図り、科学技術者の所要数を確保することが必要であることが指摘されていること、養成訓練対策についての記述がされていることは認め、その余は否認する。昭和42年長期計画においては、原子力開発利用の進展に応じて必要となると見込まれる科学技術者の人数等を述べているものであって、「数値目標を立て」たものでも「こと細かく決定し」たものでもない。

オ 「(5) 小括」について

否認ないし争う。

(5) 「5 被告国の包括的関与なしには企業活動が成り立たない」(訴状43ページ)について

ア 「(1) 核燃料物質は被告国が全面的に管理」について

(ア) 第1段落について

核燃料物質がなければ原子炉は稼働しないこと、一般論として、核燃料物質の調達及び管理、使用済み核燃料の貯蔵、再処理等につき被告国が管理していることは認め、原告らの評価にわたる部分は認否の限りでない。

(イ) 第2段落について

高レベルの放射性廃棄物の最終処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律3条で規定される処理と異なり、特定放射性廃棄物

の最終処分に関する法律に基づき、経済産業大臣が経済産業省令で定めるところにより、特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画を定めなければならないこと、この最終処分計画を定めるには、閣議の決定を経なければならないこと、原子力発電環境整備機構は、経済産業省令で定めるところにより、上記の最終処分計画に従い、特定放射性廃棄物の最終処分の実施に関する計画を作成すること、同機構が最終処分施設建設地の選定、施設の設置、処分の実施等を行うことは認め、原告らの評価にわたる部分は認否の限りでない。

イ 「(2) 経済活動としての自立性は全くない」について

否認ないし争う。

(6) 「6 被告国も認める『国策民営』構造」(訴状44ページ)について

ア 第1段落は、否認ないし争う。

イ 第2段落は、エネルギー・環境会議が平成24年9月14日に決定した「革新的エネルギー・環境戦略」において、原告ら指摘の記述があるという限りで認める。

(7) 「7 繰返される原発事故に対して被告国が『安全神話』を作出してきたこと」(訴状45ページ)について

ア 「(1) 外国における大事故と被告国による『安全神話』作出」について

(7) 柱書について

いわゆるスリーマイルアイランド原子力発電所事故及びチェルノブイリ原子力発電所事故が発生し、被害が生じたことは認め、その余は否認ないし争う。

(4) 「ア 1978年長期計画」について

原子力委員会が昭和53年に策定した「原子力の研究、開発及び利

用に関する長期計画」の「第1章 原子力研究開発利用の基本方針」中に「2 安全の確保と原子力に対する国民の支持」という項目があり、そこに「原子力研究開発利用は、従来から安全の確保を大前提として進められてきたところであるが、原子力の安全性に対する国民の不安感は、まだ完全に払拭されているとはいえず、これが一部に見られる原子力発電に対する反対運動の契機となり、また原子力行政への不信の一因ともなってきた。」「そして、このような安全確保の上に立って、エネルギー問題解決のためには、原子力研究開発利用が不可欠であることについて、国民一般及び地域住民の理解を深めるとともに、様々な場を通じて、国民と地域住民の声を原子力政策に反映させることにより、原子力研究開発利用に対する広い国民的支持を得るものとする。」との記述があることは認め、その余は否認する。

上記の長期計画においては、上記のとおり、安全の確保を大前提とした原子力研究開発利用に対する広い国民的支持を得ることとされているのであって、『原子力発電所の安全性』についての啓蒙活動の施策をとることを決定したものではない。

(ウ) 「イ 1982年長期計画」について

原子力委員会が昭和57年に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」に、いわゆるスリーマイルアイランド原子力発電所事故に関する記載がないこと、同長期計画の「第3章 開発利用の進め方」、「1. 原子力発電」の「(1)安全確保対策」に「原子力発電所の安全確保には従来から万全を期してきたところであり、1966年に我が国で初めて商業用発電炉が運転を開始して以来、今日まで従業員に放射線障害を与えたり、周辺公衆に放射線の影響を及ぼすような事故・故障は皆無であるという実績からも、今日、原子力発電所

の安全性は基本的に確立していると言える。」「電気事業者は、ささいな故障も国民の原子力発電に対する不安感を高める要因となることに鑑み、より一層運転管理を徹底するべきである。」との記述があることは認め、その余は否認ないし争う。

上記の長期計画においては、原告らが引用する上記「今日、原子力発電所の安全性は基本的に確立していると言える。」の記述に続けて「しかしながら安全確保の努力は不断に行われるべきであり、今後の原子力発電の拡大に対応して安全確保対策を一層充実し、安全運転の実績を積み上げていく必要がある。」として、安全確保対策を充実させることによって、国民に不安が生じることのないよう努めることとされていたのであって、『安全確保対策』を国民に対する『不安を与えないための方策』にすり替え」たものではない。

(イ) 「ウ 1987年長期計画」について

a 第1段落につき、原子力委員会が昭和62年に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」(以下「昭和62年長期計画」という。)の「第1部 総論」,「第1章 原子力開発利用の意義」,「2 原子力開発利用の基本方針」中に「(2) 安全の確保」という記載があり、そこに「これまでに周辺公衆に影響を及ぼすような放射性物質放出を伴う事故は皆無であり、この実績からも原子力の安全性は基本的に確保されている。このような我が国の優れた安全実績は海外諸国からも高い評価を受けている。」との記述があることは認め、その余は原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

b 第2段落につき、昭和62年長期計画の「第2部 各論」中に「第1章 安全の確保」という記載があり、同章の「1 安全確保対策」

に「発電用原子炉施設については、その安全性は基本的に確立しており、これまで優れた安全実績を示している。」、「なお、チェルノブイル原子力発電所の事故に関しては、同事故の評価及び我が国の安全確保対策の現状調査等により、我が国において、現行の安全規制やその慣行を早急に改める必要のあるものは見出されず、また、防災体制及び諸対策を変更すべき必要性は見出されないことが明らかとなっている。」との記述があることは認め、その余は否認ないし争う。

昭和62年長期計画においては、原告らが引用する上記「発電用原子炉施設については、その安全性は基本的に確立しており、これまで優れた安全実績を示している。」の記述に続けて、「しかしながら、これは事業者、国等の関係者の不断の努力によって維持・向上してきたものであり、今後ともこれらの努力を一層傾注することにより、引き続き原子力発電の安全確保に万全を期すこととする。」と原子力発電所の安全確保対策の必要性が述べられ、さらに、原告らが引用する上記「また、防災体制及び諸対策を変更すべき必要性は見出されないことが明らかとなっている。」の記述に続けて、「しかしながら、従来から認識し実施されているシビア・アクシデント、人的因子、マン・マシン・インターフェイス等の研究の推進、各種指針の見直しの推進及び防災対策についてその内容を充実し、より実効性のある対策とすることの重要性が再認識されたことから、これらの施策の実施を通じ、今後の我が国における安全性の一層の向上に資していくこととする。さらに、同事故は原子力の安全確保が世界各国の共通課題であり、各国が協力して原子力の安全を確保していくことの重要性を再認識させたという観点も踏まえ、安全確保

に係る国際協力を積極的に推進するものとする。また、同事故に関する情報を含め原子力安全に係る情報の入手に積極的に努め、適宜、我が国の安全確保対策に反映させていくものとする。」と述べられているのであって、同長期計画につき、「国民の不安をうち消すことしか書かれていない。」などとする原告らの主張は誤りというほかない。

イ 「(2) 国内における原発事故・故障の多発に対しても被告国が『安全神話』を作出してきたこと」について

(7) 「ア 45年間で法律対象案件752件」について

認める。

(イ) 「イ 原子力施設における重大事故」について

a 「(7) 1990(平成2)年 美浜発電所2号機で非常用炉心冷却装置作動」について

平成3年2月9日(訴状47ページにおいて「1990(平成2)年」とあるのは「1991(平成3)年」の誤りと思われる。)、美浜発電所2号機において、運転中の原子炉が自動停止したこと、非常用炉心冷却装置が動作したこと、蒸気発生器伝熱管の損傷による一次冷却材の流出が原因であったこと、この事象により、放射性物質が外部に放出されたことは認め、その余は否認する。非常用炉心冷却装置が動作したのは美浜発電所2号機が初めてではない。また、上記事象についてINESを適用した場合には、レベル2に相当すると推定されているが、我が国がINESによる評価尺度の適用を開始したのは平成4年8月1日以降であり、同事象の当時は日本独自の原子力発電所事故・故障等評価尺度が適用され、同評価尺度ではレベル3とされている。なお、微量の放射性物質が外部に放出さ

れたが、発電所敷地内外に設置されている放射線監視装置の指示値は通常と変化なく、外部に対する放射能の影響はないとされている。

b 「(イ) 1995(平成7)年 『もんじゅ』ナトリウム漏洩事故」について

認める。

c 「(ウ) 1997(平成9)年 動燃東海事業所で火災爆発事故」について

認める。

d 「(エ) 1999(平成11)年 JCO臨界事故」について

(a) 第1段落ないし第3段落は、「施設内にいた従業員」を「事故対策作業に従事した独立行政法人日本原子力研究開発機構及び核燃料サイクル開発機構の職員」と解した上でいずれも認める。

(b) 第4段落は否認ないし争う。

ウ 「(3) 1994年長期計画は『安心感の醸成』努力を強調」について

原子力委員会が平成6年6月24日に新たな「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」を策定したこと、同長期計画では原子力開発利用の大前提として安全の確保を位置づけられていること、同長期計画の「第2章 我が国の原子力開発利用の在り方」、「2. 原子力開発利用の大前提」の「(2)安全の確保」に、「原子力にも潜在的には危険性がありますが、現在までに培った知識や技術と安全優先の思想により、これを十分制御することができます。現に、我が国の原子力施設については、その安全は十分に確保されており、これまで周辺公衆に影響を及ぼすような放射性物質の放出を伴う事故は皆無です。」、「高度な『原子力安全文化』を築き上げていきます。」、「安全水準の向上が必ずしも国民の安心感につながらないという実態も踏まえなければなりません、安全運

転実績を地道に積み重ねることを基本に安心感の醸成に努めていきます。」との記述があることは認め、原告らの評価にわたる部分は認否の限りでない。

エ 「(4) 2000年長期計画」について

原子力委員会が平成12年11月24日に新たな「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」を策定したこと、同長期計画に「事故・トラブルに備え、我が国の自然条件を踏まえた耐震設計など重層な安全設計と安全管理の体制がとられている。」との記述があることは認め、原告らの評価にわたる部分は認否の限りでない。なお、同長期計画においては、上記の記述に続けて、「他方、放射線は五感では感じる事ができないこと、健康への影響が分かりにくいこと、また、安全確保の仕組みが外から見えにくいことなど、一般の人々にとっては事故・トラブルが発生した場合の影響や危険の度合いが分かりにくいことに加え、チェルノブイリ原子力発電所事故における被害の深刻かつ重大さ、また、ウラン加工工場臨界事故の体験などから、人々の原子力の安全性に対する不安感は大きい。国及び原子力事業者は、事故原因の徹底究明に基づき再発防止策を講ずることはもとより、安全性向上のための技術開発の努力を怠らず、安全確保に最優先で取り組んでいくとともに、万一の事故発生に備えて災害対策を整備しておくことが最も重要である。」と述べている。

オ 「(5) 被告国は震災対策でも『安全神話』」について

(7) 第1段落及び第2段落は、いずれも認める。

(イ) 第3段落は認める。ただし、火災を起こした変圧器は、外部電源用だけではなく、発電所内で発生させた電力を施設内で使うために用意された油入風冷式変圧器である。また、「微量の放射性物質の漏洩が

確認された。」とあるのは、正しくは、「放射性物質を含む水が6号機原子炉建屋3階及び中3階の非管理区域に漏洩し、その後、その水の一部が海に放出された」であり、上記変圧器の火災とは関連はない。

(8) 「8 小括」(訴状50ページ)について

否認ないし争う。

8 「第6 被告国の責任」(訴状50ページ)について

(1) 「1 はじめに」(訴状50ページ)について

ア 第1段落は認める。

イ 第2段落につき、原告らがかかる請求をしていることは認め、その当否は争う。

ウ 第3段落及び第4段落は、いずれも原告らの意見ないし評価にわたるものであるため認否の限りでない。

なお、原告らが主張する規制権限不行使の違法性に関する判断枠組みについては、追って詳細に主張する。

(2) 「2 経済産業大臣が実用発電用原子炉の安全の確保に関して強力な規制権限を有すること」(訴状51ページ)について

ア 「(1) 原子力基本法等の原子炉の安全性確保に関する法規制の体系」について

(ア) 第1段落について

原告らの意見ないし評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(イ) 第2段落について

被告国が昭和30年に原子力基本法を制定したことは認める。ただし、同法の目的は、「原子力の研究、開発及び利用を推進することによつて、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与

すること」である。

(ウ) 第3段落について

原子力基本法2条が、基本方針として、「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。」と規定していること、昭和53年法律第86号による改正後の同法4条が、原子力の研究、開発及び利用に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を図るため、「総理府」に「原子力委員会及び原子力安全委員会」を設置すると定め、同法5条2項が「原子力安全委員会は、原子力の研究、開発及び利用に関する事項のうち、安全の確保に関する事項について企画し、審議し、及び決定する。」と定めていることは、認める。

(I) 第4段落について

昭和32年に炉規法が制定されたこと、同法が原子力基本法の精神にのっとり、公共の安全を図るなどのために必要な規制を行うことを目的としていることは認め、その余は否認する。

制定当時の炉規法1条は、「この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保し、あわせてこれらによる災害を防止して公共の安全を図るために、製錬、加工および再処理の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関して必要な規制を行うことを目的とする。」と規定されており、「貯蔵」、「廃棄」の事業は規定されていなかった。

(オ) 第5段落について

昭和39年に電気事業法が制定されたことは認め、その余は否認する。制定当時の同法1条は、「この法律は、電気事業の運営を適正か

つ合理的ならしめることによつて、電気の利用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによつて、公共の安全を確保することを目的とする。」と規定されていた。

(カ) 第6段落について

認否の限りでない。

イ 「(2) 原子力基本法等の趣旨・目的」について

(7) 柱書について

原子力基本法、炉規法、電気事業法の目的が上記（原子力基本法につき上記ア(イ)、炉規法につき同(エ)、電気事業法につき同(カ)）のとおりであること、原子炉の設置等について法律による規制がされていることは認め、その余は否認ないし争う。

(イ) 「ア 原子炉の設置に関する法規制」について

平成14年以降、原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）制定前のものであること（なお、本答弁書第3の8「『第6 被告国の責任』（訴状50ページ）について」における各種法令の内容に係る認否につき、以下同じ）を前提としておおむね認める。ただし、原子炉施設については、原子力安全委員会の核燃料安全専門審査会の下で安全審査が行われることはない。

(ウ) 「イ 実用発電用原子炉の使用等に関する法規制」について

電気事業法47条において認可の対象とされているのは「工事の計画」であるという趣旨であれば、認める。なお、技術基準の内容は、同法39条2項1号だけでなく、同項2ないし4号に掲げるところにもよらなければならないとされている。

ウ 「(3) 経済産業大臣が有する規制権限」について

(7) 「ア 適切な技術基準を定める権限」について

電気事業法39条1項が「事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。」と定め、同条2項本文が、「前項の経済産業省令は、次に掲げるところによらなければならない。」とし、同項1号において「事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること。」と定めていることは認め、その余は原告らの意見ないし評価にわたるものであるため、認否の限りでない。ただし、技術基準の内容が同項2ないし4号に掲げるところにもよらなければならないとされていることは上記イ(ウ)のとおりである。

(イ) 「イ 適切な技術基準への適合性を確保させる権限」について
認める。

(ウ) 「ウ 規制権限行使のあり方」について
争う。

なお、原告らの主張の補充を待って、反論を行う予定である。

(3) 「3 被告国の規制権限不行使の違法」(訴状56ページ)について

ア 「(1) 本件における被告国の規制権限不行使の違法性を判断する基準」及び「(2) 原子力発電所の重大な事故がもたらす法益侵害の重大性」について

原告らの意見ないし評価にわたるものであるため、いずれも認否の限りでない。

イ 「(3) 行使することが期待された規制権限の内容」について
争う。

ウ 「(4) 予見可能性の存在」について

(7) 柱書について
争う。

(イ) 「ア 全電源喪失による炉心溶融事故の発生に関する知見」につい

て、

- a 第1段落は認否の限りでない。
 - b 第2段落は認める。
 - c 第3段落のうち、第1文（「このうち…意味する。」）及び第2文（「核燃料は…必要がある。」）は、いずれも認め、第3文（「この冷却に失敗すると…至ることとなる。」）は、その可能性があるという程度で認める。
 - d 第4段落につき、原子炉を冷却するための過程として、炉心に供給される冷却材（水）が炉心の熱を吸収し、熱を吸収した冷却材が循環する中で最終ヒートシンクにより除熱されることは認め、冷却材を循環させるための動力として電力が不可欠であることは否認する。福島第一発電所の原子炉には、例えば、電気ではなく原子炉内で発生した蒸気でタービンを駆動して原子炉内に注水する原子炉隔離時冷却系（RCIC。訴状15ページ参照）のように電源を要しない冷却装置があるため、冷却材の循環に動力源として電力が不可欠とまでは必ずしもいえない。
 - e 第5段落につき、最終ヒートシンクにおいて冷却水が除熱されること、海水により冷却するためには、海水を採取する必要があることは認め、動力源として電力が不可欠であることは否認する。
 - f 第6段落につき、炉心の冷却を継続的かつ安定的に行うために、炉心の状態（温度、圧力、水位等）を各種測定機器によって把握する必要があることは認める。
 - g 第7段落は否認ないし争う。
- (7) 「イ 巨大地震とそれに伴う津波についての予見可能性」について
平成7年に阪神淡路大震災を契機として設置された地震調査研究推進本部の地震調査委員会が、平成14年7月、「三陸沖から房総沖に

かけての地震活動の長期評価について」(以下「長期評価」という。)を公表したこと、長期評価の中の「2-1 過去の地震について」の「(2) 三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間大地震(津波地震)」に、「日本海溝付近のプレート間で発生したM8クラスの地震は17世紀以降では、1611年の三陸沖、1677年11月の房総沖、明治三陸地震と称される1896年の三陸沖(中部海溝寄り)が知られており、津波等により大きな被害をもたらした。」との記載があること、同「2-2 次の地震について」の「(2) 三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間大地震(津波地震)」に、「M8クラスのプレート間の大地震は、過去400年間に3回発生していることから、この領域全体(引用者注:ここにいう『この領域全体』は、『三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間』を指すのであり、『福島県沖』や『房総沖』に限定しているわけではない。)では約133年に1回の割合でこのような大地震が発生すると推定される。ポアソン過程により(発生確率等は表4-2に示す。)、今後30年以内の発生確率は20%程度(中略)と推定される。」「次の地震も津波地震であることを想定し、その規模は、過去に発生した地震の M_t 等を参考にして、 $M_t 8.2$ 前後と推定される。」(ただし、長期評価の「表4-2」には、上記の「 $M_t 8.2$ 」について、「過去発生した地震の M_t 等を参考にして判断した。津波地震であるため M は M_t より小さい」との記載もある。)との記載があるとの限度で認める。なお、長期評価は、 $M_t 8.2$ 前後の地震について「福島県沖」や「房総沖」に限定して「今後30年以内の発生確率は20%程度と推定される」との記載はない。

(E) 「ウ 津波に伴う浸水によって全電源喪失となりうることの予見可能性」について

- a 第1段落は認める。なお、津波は、外部溢水の種類であり、内部溢水（発電所内に設置される設備の破損及び系統の作動が原因で液体が流出すること、又はその液体それ自体を指す。）とは区別されている。
 - b 第2段落は認める。ただし、原告らの主張が溢水勉強会において、福島第一発電所付近に津波が到来する可能性の有無・程度に関する知見が得られたとの趣旨であれば（訴状62ページ参照）、これを否認ないし争う。
 - c 第3段落は否認ないし争う。
- (ウ) 「エ その後の地震及び津波に関する知見の進展」について
- a 「(ア) 被告東京電力による三陸沖津波波源モデルによる想定津波の推計（2008年）」について
 - 第1段落は、「有識者」を今村文彦教授（以下「今村教授」という。）と解した上で認める。なお、今村教授の被告東電に対するアドバイスは、即座に長期評価を取り込んだ対策をすべきであるという趣旨ではなく、長期評価が未成熟な知見にすぎなかったことを前提として、長期評価に基づく試算を行って、その影響を把握しておくのもよいという趣旨でなされたものであった。
 - 第2段落は、4行目及び5行目の「想定」の文言をいずれも削除した上で認める。
 - 第3段落は、否認ないし争う。
 - b 「(イ) 貞観津波に基づく波高の推計（2008年）」について
 - 第1文（「被告東京電力は…入手した。」）は認める。
 - 第2文（「貞観津波とは…同規模とされる。」）は否認する。貞観津波に関する知見は、現在でも定まっていない。
 - 第3文（「被告東京電力は…結果を得た。」）は認める。なお、政

府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成23年12月26日付け「中間報告」（以下「政府事故調査中間報告書」という。）404及び405ページには、平成23年3月7日に被告東電が原子力安全・保安院に対して「貞観津波に関する佐竹論文の断層モデルを用いた場合、それぞれ福島第一原発で8.7mから9.2mまで、福島第二原発で7.8mから8.0mまで（中略）となることを説明した。」と記載されている。

c 「(ウ) 貞観津波を考慮すべきとの指摘」について

平成21年6月に開催された総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループにおいて、岡村行信委員が貞観津波の存在を指摘したことは認める。

d 「(イ) 被告国への貞観津波に基づく波高推計の報告（2009年9月）」及び「(オ) 被告国内部における貞観津波に基づく波高の推定結果の軽視」について

政府事故調査中間報告書（401ないし403ページ）に、原告ら指摘の記載があるという限りで、認めるが、この点の正確な事実関係については、次回以降において整理して主張する予定である。

(カ) 「オ 全電源喪失による炉心溶融事故発生の予見可能性についてのまとめ」について

争う。

エ 「(5) 結果回避可能性の存在」及び「(6) 規制権限行使への期待可能性を基礎づける事実」について

いずれも争う。

(4) 「4 小括」（訴状65ページ）について

争う。

9 「第7 被告東京電力の責任」(訴状66ページ)について

相被告である被告東電に対する主張であり、認否の限りでない(ただし、今後、必要に応じて、被告国において訴状第7記載の事実についての反論を行う場合があることを留保する。)

なお、訴状71ページ末行から72ページ2行目にかけて、「したがって、これにより被告東京電力は、(中略)歴史的にみれば、あることを認識することに至った。」との記載があるが、誤記と解される。

10 「第8 原状回復の請求の内容と根拠」(訴状77ページ)について

上記第2のとおり、被告国に対する訴えは不適法であるため、認否の限りでない。

なお、「原告らは、2011(平成23)年3月11日時点において、(中略)山形県、栃木県または茨城県内に居住していた者である。」との記載があるが、上記3県に在住していた原告は訴状別紙原告目録上存在しない。

11 「第9 結論」(訴状81ページ)について

争う。

第4 求釈明

1 訴状第6の3(1)(56ページ)について

(1) 求釈明事項

原告らが第6の3(1)(56ページ)で主張する被告国の規制権限不行使の違法を判断する基準は、いかなる根拠に基づいて導かれるのか明らかにされたい。

また、原告らの主張する上記判断基準は、下記(2)に列挙した各最高裁判例の示す判断基準といかなる関係に立つのか、明らかにされたい。

(2) 釈明を求める理由

国賠法1条1項の「違法」の意義は、民法上の不法行為の概念とは異なり、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいう（職務行為基準説。最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ参照。）。

これを規制権限の不行使という公務員の不作為について見ると、当該不作為が国賠法1条1項の適用上違法となるためには、その権限の不行使によって損害を受けたと主張する個別の国民（原告ら）との関係において、当該公務員に職務上の法的義務（作為義務）が存し、かつ、当該公務員がその作為義務に違背してその職務行為を行わなかったという関係が必要である（山下郁夫・最高裁判所判例解説民事篇平成7年度(下)597ページ）。

上記の作為義務が発生する場面について見ると、規制権限を行使するための要件が法定されていて、同要件の内容が法令の解釈によって一義的に定まる場合において、その要件があるときは、通常、作為義務が認められ、それに反する不作為は違法となると考えられる。一方、規制権限を定める規定はあるが、当該規制権限を行使するための要件が具体的に定められていない場合や、規制権限を行使するための要件が定められてはいるものの、規制権限を行使するか否かについて裁量が認められている場合には、規制権限が存在するからといって直ちに作為義務が生ずるとはいえない。

このように、規制権限を行使するかどうかについて裁量が認められている事項については、第一次的には行政機関の判断が尊重されなければならないのであって、その規制権限の不行使が国賠法1条1項の適用上違法と

なるのは、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときに限られる（最高裁平成元年11月24日第二小法廷判決・民集43巻10号1169ページ、上記最高裁平成7年6月23日第二小法廷判決、最高裁平成16年4月27日第三小法廷判決・民集58巻4号1032ページ参照。）。

また、その違法性判断の基準となるべきものは、裁判時における「最新の知見」ではなく、飽くまでも職務行為時において存在した知見と行為規範違反の有無である（最高裁平成7年6月23日第二小法廷判決・民集49巻6号1600ページ参照。）。

以上に対し、訴状56ページの記載においては、経済産業大臣の規制権限不行使が国賠法1条1項の「違法」と評価される要件に関し、上記各最高裁判例にのっとり判断枠組みに基づいた主張がないため、上記(1)の釈明を求める次第である。

2 訴状第6の3(5)（62ページ）について

(1) 求釈明事項

原告らは、「被告国（経済産業大臣）が、（中略）規制権限を適時かつ適切に行使し、①津波が原子炉の敷地に遡上することを未然に防止する対策を講じ（防潮堤など）、②仮に、敷地への津波の遡上があつたとしても海水が（重要な機器が設置された）建屋内に侵入することを防止し得る対策を講じ（防潮扉の設置など）、③万が一に、建屋内に津波が侵入したとしても、安全確保のための重要機器が浸水によって機能喪失しないような対策を講じること（重要機器の水密化や高い位置への設置など）などの技術基準を定めて、これへの適合を求めているれば、本件のような全電源喪失という事態は避けられた」（訴状第6の3(5)・62、63ページ）、「被告国

が、本件事故以前に、こうした技術基準を定めて、それへの適合を求めていたとすれば、全交流電源の喪失という事象にも対応できるように、多重性のある非常用ディーゼル発電機を高い陸側へ設置すること、予備の直流バッテリーの用意と高所への設置、交流直流両用の複数の電源車を高台に配備するなどの対策がとられていたはずである。」(同ページ)、「建屋の水密化や、重要機器の水密化及び高所配置、さらには全交流電源喪失に対応する早期の復旧を可能とする代替設備の設置などには、その施工に長期間を要するものではない。」(同ページ)と主張するが、「など」には何が含まれるのか、明確にされたい。

(2) 釈明を求める理由

規制権限を行使するかどうかについて裁量が認められている事項については、第一次的には行政機関の判断が尊重されなければならないのであって、その規制権限の不行使が国賠法1条1項の適用上違法となるのは、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときに限られることは、上記1(2)のとおりである。

これに対し、上記(1)で引用した訴状の記載のとおり、原告らの規制権限不行使の違法をいう主張における違法を根拠づける作為義務の内容は、「など」を多用した曖昧かつ不明確なものであり、原告らが被告国においていかなる結果回避措置を講じるべきであったと主張するものなのか判然としない。そのため、上記「その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるとき」に該当するか否かについての的確に反論することができないことから、上記(1)の釈明を求める次第である。

以上

略称語句使用一覧表

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
被告東電	相被告東京電力ホールディングス株式会社	答弁書	2	
福島第一発電所	福島第一原子力発電所	答弁書	2	
福島第一発電所事故 又は 本件事故	福島第一発電所において放射性物質が放出された事故	答弁書	2	
放射性物質汚染 対処特措法	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	答弁書	2	
炉規法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	10	
I N E S	国際原子力・放射線事象評価尺度	答弁書	15	
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律	答弁書	34	
昭和36年長期 計画	昭和36年に原子力委員会が策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	36	
昭和42年長期 計画	原子力委員会が昭和42年に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	35	
昭和62年長期 計画	原子力委員会が昭和62年に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	39	
長期評価	地震調査研究推進本部の地震調査委員会が、平成14年7月に発表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」	答弁書	49	
今村教授	今村文彦教授	答弁書	50	
政府事故調査中 間報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成23年12月26日付け「中間報告」	答弁書	51	